

## メコン諸国における人身取引問題にかんする二国間覚書の比較分析

### —二国間覚書の限界と可能性—

アジア経済研究所 山田 美和

Miwa\_Yamada@ide.go.jp

#### 【報告要旨】

2000年国際組織犯罪防止条約の補足議定書として「人、特に女性および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書<sup>1</sup>」が採択されてから、人身取引は人権に対する深刻な侵害として認識され、その撲滅のために国際機関、各国政府やNGOによる努力が積み重ねられている。2010年7月国連総会で人身取引に対するグローバル行動計画が採択され、当該文書には、貧困、就労その他の社会経済機会の欠如、ジェンダーを要因とする暴力、差別、周辺化が人々を人身取引の犠牲とさせる要因であるため、反人身取引の取組みには被害者の救済や保護そして加害者の逮捕や処罰のみならず、多面的な対策が求められると明記されている<sup>2</sup>。

人身取引の被害者の過半数がアジア地域に居住する者もしくはアジア地域の出身者であるといわれ、なかでもメコン地域はその政治的、地勢的、社会経済的理由から人身取引問題が深刻である。2000年大メコン圏閣僚会議で承認され整備が進む、東西経済回廊、南北経済回廊および南部経済回廊という経済回廊の国境地域は、いずれも高所得国と低所得国が向かい合う位置関係にあり、物流の効率化を目的とした経済回廊の開発・発展による副作用として人身取引が助長されている。ミャンマー、ラオス、カンボジアからタイへ、そしてミャンマー、ラオス、ベトナムから中国へ人が動いている。人の移動の形態は、就労であったり婚姻であったりするが、その「最悪の形態」が人身取引である<sup>3</sup>。メコン地域における人身取引対策の重要性を認識し、2004年メコン6カ国は、パレルモ議定書を踏まえてCOMMIT (Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Human Trafficking: 人身取引に対するメコン各国大臣によるイニシアティブ)という地域枠組みをつくり、それを活用しながら国内の政策を立案し、域内の二国間協力を推進している。

本報告では、メコン地域において最大の経済力を誇ると同時に、同地域の人身取引問題において送出国、中継国、受入国として重要な位置を占めるタイが、ミャンマー、ラオス、カンボジアとそれぞれ結んでいる二国間覚書を比較分析する。越境人身取引問題

---

<sup>1</sup> Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime, GA Res.55/25, Annex II.

<sup>2</sup> UN Global Plan of Action against Trafficking in Persons, GA Res.64/293

<sup>3</sup> 国際移住機関(International Organization for Migration)は人の移動形態のなかで、人身取引を最悪の形態と形容している。

の構造をなす送出国と受入国との関係に着目し、多国間の国際的枠組みや地域協定よりも、具体的問題を解決するために人身取引被害者の送出国と受入国との間に締結された二国間覚書を分析することによって、その執行上の問題点と課題を明らかにする。結論を先取りすれば、送出国と受入国は、被害者の認定、犯罪者の起訴・処罰および被害者の保護・送還という人身取引問題の各局面において、相違する立場にあり、双務的規定として合意された二国間覚書は、協力よりも双方それぞれの排他的管轄を規定するという二国間覚書自体の限界があるということ、また送出国と受入国という立場の相違に加えて、二国間覚書においてどの省庁が署名者であるかも覚書の規定のしかたに違いをうむ。そして本稿でとりあげる対象地域では被害者の送出国または受入国として相手国を同じくするために、二国間覚書が他の二国間覚書にあたえる影響があるということである。